

一 尤の場合ニ於テ本社ノ何時ニテモ直ニ又ハ本社ノ相与ト認ムル
 期間ノ後告ヲ以テ本指定ヲ取消スルトアルヘシ此ノ場合ニ
 於テ本社ハ供給人ノ蒙ル損害ニ對シ賠償ノ責ニ任セズ
 一 供給人供給人ニ関スル諸規則ニ違反シ供給事業ニ甚
 シク誠實ヲ缺キ又ハ其ノ業務ノ成績不良ト認ムルキトキ
 一 供給人供給人タルニ適當セスト認ムルヘキ所為アリタルキ
 一 本事業上ノ都合ニ依リセムラ得サルトキ

以上

職 夫 供 給 者

一 職夫供給者ハ其ノ供給職夫ニ對スル責任ヲ負ヒ就業中過誤、
 反則又怠慢ナカラシムルニ注意スヘシ
 一 職夫供給者ハ左ノ各弊ノ一ニ該當スル者ヲ供給スルニ得ス
 (一) 痲瘋其他ノ為勞務ニ從事シ得サル者
 (二) 傳染痲瘋若クハ感染性ノ疾患アル者
 (三) 傳染痲瘋預防法ニ依リ交通遮断中ノ者
 (四) 酩酊セル者
 (五) 凶器其他危險物ヲ携帯セル者
 (六) 其ノ他不適當ト認ラレル者
 一 職夫供給者ハ會社ノ都合ニ依リ又ハ職夫トシテ不適當ナル
 為使用承認ノ取消ヲ為スモ一切異議ヲ申立ツルヲ得ス